

北八王子町会会則

第1章 名称と所在地

第1条 本会は北八王子町会と称し事務所を町会長宅におきます。

第2章 目的及び事業

第2条 本会は相互繁栄と愛町心を礎に親睦をはかり協調性のある交誼により健康にして活力ある明るく住みよい町づくりを目的とします。

第3条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行います。

2項 市民生活の向上と豊かなる明るい環境の町づくりに必要な事業

3項 火災、交通、犯罪、地震等の災害に必要な防災及び相互思想の高揚と予防運動の推進、さらに発生時における対策と救助活動の実施

4項 会員の心身と強調心の向上をはかり余暇を楽しむ厚生企画と活動の実施

5項 会員の安全と繁栄及び郷土産業の振興を祈願し意気の高揚と相互親睦の基となる行事

6項 本会は行政ならびに関係機関に協力し、会で認めた系統団体への加入または会の事業に参加

第3章 区域と構成

第4条 本会は原則として次の区域をもって構成されます。

2項 大谷沢用水路と東京電力西線1093号柱と1091号柱を結ぶ線下都道153号（八王子一所沢線）の交点を南に石川町2966番地12号の地先の東北側市道を八高線で結び同線上でできた西部石川町全域を町内とします。

3項 北八王子交番を中心として東区（1班より9班）、北区（10班より15班）、西区（16班より22班）の3区、22班をもって基本構成をなします。（除く石川都営住宅）

4項 各班の構成は原則として10世帯以上20世帯未満をもって構成され、これ以上増加の際は前項基本班を親番とし枝番をもって分班し新班を編成します。

5項 一般住居地区以外の広大なる向上ならびに営、事業所等は特別区として扱います。

第4章 会員

第5条 本町内に1カ月以上居住する一般市民の1世帯（同居家族を含む。）を1単位として本会の組織母体となります。以下これを正会員と称します。

第6条 本町会に1カ月以上操業した法人会社、または営業、事業、事務所等を操業した各所の各々を1単位として会員とし、正会員とは別な組織と運営を行います。以下これを特別会員と称します。

第7条 特別会員であっても経営主が本町内に居住する場合は正会員の扱いとなります。

第5章 入会と脱会及び権利の喪失

第8条 本会の入会を希望する者は所定の入会届に会費を添え町会長に届出すればよい。その手続きは地区委員または役員が行います。

第9条 本会は次の場合、脱会したものと認めます。

2項 会員が当町会外へ転出し、本会との関係が絶たれた場合

3項 会員が正当なる理由無くして三カ月以上会費を納入しない場合

4項 会則に従う会運営を故意に中傷または妨害し、総会で除名された会員

第10条 脱会者は会に対する全ての権利を喪失し、また会員として義務不履行の責は自らが負います。

第6章 会員の権利と義務

第11条 本会の会員は事項の権利と義務を有します。

- 2項 正会員は1世帯を、特別会員は1事業所を単位として会員の権利と義務を有します。
- 3項 会員は本会の行う事業、行事に参加でき、会計に関する閲覧もできます。また総会において発言権、議決権を有し、さらに立候補することもできます。
- 4項 会員は総会で決定した会費および負担金を納入する義務と責任を有します。
- 5項 会員は会則に従い各機関の決定した事業達成に協力する義務を有します。
- 6項 正会員は家族構成に変化を生じた場合、町会長に報告の義務を有します。
- 7項 正委員は委員会運営規定のうち地区委員会委員として班内輪番にて1年間同会事業に協力する義務を負います。ただし、現任役員はこの責からは免除されます。

第7章 役員、監査役、顧問、相談役

第12条 本会の役員は次の通りとします。

1. 町会長 1名 ただし祭典委員長兼任
2. 副町会長 2名 ただし行事単位別に1名祭典実行委員長兼任
3. 会計 2名
4. 常任委員長 3名 ただし祭典実行副委員長を兼任
5. 副委員長 9名前後 地区(区長)、防災、厚生各委員会別3名前後
6. 書記 2名 ただし祭典会計

第13条 監査役は2名以上とします。ただし役員の兼任を妨げます。

第14条 本会に顧問と相談役を置くことができ、前者は退任町会長を後者は副町会長経験者で10年功労者を役員会で推薦し、町会長が委嘱して会の重要な諮問を行います。

第8章 役員の任務

第15条 役員は会則第2章を達成させるため、任務は次のとおりとします。

- 2項 町会長は本会を代表し、第2章の目的達成のため全ての機関を統括し、会務の充実をはかりあらゆる会議に出席できます。
- 3項 副町会長は町会長を補佐し、町会長事故ある場合その職務を代行します。
- 4項 会計は予算、決算の会計事務を、責任をもって処理し、特別会員の集金を行います。
- 5項 祭典委員長は会員及び役員を代表し、式典責任者とし町民祭の主催者となります。
- 6項 地区、防災、厚生、祭典実行各委員長は当該の委員会を代表し、会則第3条の目的達成を任務とし、委員会運営規定に基づき事業の運営を行います。
- 7項 各委員副委員長は直属委員長を補佐して傘下の委員を掌握し、委員会の円滑なる活動をはかります。
- 8項 祭典会計は町会会計の助成を可能とするが、原則としては独立採算制とし、さらに収支決算の承認を役員会で求め、会員に報告書を配布する責任があります。
- 9項 書記は本会の庶務を行い、総会ならびに役員会の議事を記録し、保管します。

第16条 監査役は会務ならびに会計を監査します。

第9章 役員を選出

第17条 役員は正会員の内より中立性、指導力、協調性、責任感等のある者で運営に実践意欲のある者を選びます。

2項 町会長 町会長選考委員会にて選出し、役員会の承諾と更に総会において同意を求めます。

3項 副町会長 町会長、任期中の副町会長、会計、各常任委員長が会則第19条を考慮の上、協議選出します。

4項 会計 正副町会長が会則19条を考慮の上選出します。

5項 地区、防災、厚生各委員長 正副町会長が各委員会別に副委員長と協議の上選出します。

6項 書記 正副町会長が会則19条を考慮の上協議選出します。

第18条 監査役は役員会で選出し、町会長が委嘱します。

第19条 同属で複数の役員選考は相互に1年間の年差をもって選出することを原則とします。

第10章 役員の任期

第20条 役員の任期は次のとおりとします。

2項 町会長 2年

3項 副町会長、会計ならびに地区、防災、厚生各正副委員長及び書記は2年

第21条 監査役 2年 ただし再選は出来ません。

第22条 役員の再選は防げません。ただし任期満了といえども後任者との事務引継までその責に任じ、さらに役員の欠員は、年度内は町会長の指名により役員間の互助により任務を補充しますが、次年度より第9章の定めによりこれを新たに選出します。

第11章 機関と会議

第23条 本会は次の機関を置き、すべての会議の招集は町会長が行います。

2項 定期総会及び臨時総会

3項 役員会及び三役委員長会、三役会、正副町会長会

4項 常任委員会は（イ）地区委員会（ロ）防災委員会（ハ）厚生委員会

特別委員会は（イ）祭典委員会（ロ）役員会で必要と認めた委員会

第24条 総会は本会則第11条2項の単位により構成され本会の最高決議機関で次のとおり行われます。

2項 定期総会は毎年年度始めに、臨時総会は役員会が必要と認めた場合に行われ、会議は招集した定刻に出席した数をもって成立します。

3項 議長、副議長は正副町会長がこれにあたり、場合により会長が会員より指名することもできます。

4項 議決は出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は議長が決めます。

第25条 総会は次の議事を議決します。

2項 会則の改廃に関する審議と承認

3項 年間事業報告と同事業計画の審議と承認

4項 年間収支決算と年間予算の審議と承認

5項 会の財産の購入またはこれらの管理方法、その他重要となる事項

第26条 役員会は本会運営の決議機関として次の事を審議決定します。

- 2項 定期総会及び臨時総会の決定及び本会で重要とする事項
- 3項 総会に提出すべき議案ならびに総会で議決され且つ委任された事項
- 4項 委員会運営規定、表彰及び慶弔規定、役員運営細則等これに基づく運営及びこれらの規定、細則の改廃、その他役員会で必要とする委員会の成立及び規定、細則の条文化。

第12章 委員会

第27条 委員会は本会の目的とする事業活動を達成するため、委員会運営規定を定め目的別に担当委員会を設立し、事業計画を分類し、事項のとおり施行されます。

1項 常任委員会

- 1. 地区委員会 会則第3条2項の目的を達成する事業
- 2. 防災委員会 会則第3条3項の目的を達成する事業
- 3. 厚生委員会 会則第3条4項の目的を達成する事業

2項 特別委員会

- 1. 町会長選考委員会
- 2. 祭典委員会 会則第3条5項の目的を達成する事業
- 3. 役員会で必要とする特別委員会

第28条 委員は会則第12章の委員会運営規定に基づき運営と選出をされます。

第13章 会計

第29条 本会の経費は会費、市より交付される委託料と事業助成金または補助金、本会で行う事業収益金、寄付金等で賄われます。

第30条 会費の金額は正会員については収支勘案の上役員会で決定し、特別会員の金額査定は本会三役会において決定します。なお、会費については事項のとおりです。

2項 会費 正会員 月額300円

3項 会費 特別会員 年額5,000円以上、事業規模により段階査定とします。

第31条 本会が入会した系統団体に会費を、また行政機運機関に分担金の納入を行い、さらに本会の行事に協力する町内の団体に協力金を交付することができます。

第32条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日までとします。

第14章 表彰および慶弔

第33条 本会に表彰および慶弔規定を別に設け会員ならびに役員の不幸を慰め合い、さらに本会に尽くした労をねぎらいます。

第15章 情報公開および個人情報の保護

第34条 本会は公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営情報、財務処理表等を公開します。

2項 1項の活動状況、運営内容、財務処理等の保存期間は7年とします。

3項 情報公開に関する必要な事項は、役員会に諮ります。

第35条 本会は運営上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとします。

附則 1. 本会則は昭和45年4月1日より実施、旧石川第2会会則は廃止します。

(2. ~7. は省略)

8. 本会則は平成22年5月第15章追加

北八王子町会表彰及び慶弔規程（会則第14章）

名称

第1条 本規程は北八王子町会表彰、慶弔規程という。

目的

第2条 本規程は本会に尽力した功労者、役員（以下「監査、顧問、相談役」を含む。）及び会員の功績を称え更に慶弔の意を分かち合い本会の充実と連帯の達成を目的とする。

表彰

第3条 表彰（感謝状を含む。）を行う場合は三役・委員長会で協議する。

会員祝節

第4条 本会正会員の祝節に次の祝品を贈る。

2. 毎年満70歳になった者と80歳以上の者に敬老祝いとして赤飯等を贈る。
3. 毎年成人の日に成人となった者に成人祝として1,500円相当品を贈る。
4. 毎年4月に小学校に入学する者に入学祝として1,500円相当品を贈る。

役員の弔事

第5条 役員が死亡した場合は次の香料を贈る、弔慰する。

2. 本人の場合は生花等一基と10,000円の香料を贈り当市内で行う通夜又は葬儀には役員、委員が参列する。
4. 役員が喪主で行う一親等の場合は10,000円を贈り、当市内で行う通夜又は葬儀には役員が参列する。

委員及び会員の弔事

第6条 委員および正会員（「正会員世帯基本台帳届出書」に届け出ている家族等）の死亡の場合は次の通りけいちょう弔慰する。

2. 防災委員及び厚生委員本人の場合は香料10,000円を贈り町内で行う通夜、葬儀には役員及び本人所属の委員会委員が参列する。
3. 地区委員本人の場合は5,000円を贈り町内で行う通夜、葬儀には役員および地区委員長が参列する。
4. 正会員の場合は5,000円を贈る
5. 会員の葬儀は喪主が隣家又は町会に協力依頼がある場合、当該班員は任務分担により施行する。
6. 家族葬または密葬の場合は弔慰金を会員宅へ届ける。

傷病

- 第7条 役員並びに委員の傷病で入院1週間以上、自宅治療15日以上の場合、次の見舞金を贈る。
2. 役員の場合は5,000円を贈る。
 3. 委員の場合は5,000円を贈る。

事故等

- 第8条 役員及び委員が公務で事故等（人身傷害、自損事故、対物賠償）が発生した場合、次の見舞金を贈る。
2. 原則5,000円とするが、三役・委員長会で協議する。

火災

- 第9条 会員宅火災の場合は、三役・委員長会で緊急協議の上、次の通り見舞金を贈る。
2. 単独の場合、5,000円を贈る。
 3. 正会員数戸の類焼の場合、規模に応じ三役・委員長会で協議する。
 4. 消火に当たった消防団には礼酒を贈る。

その他

- 第10条 以上各条以外で会の関連する慶弔については三役・委員長会で協議する。
- 第11条 本規程の改廃は役員会で行う。

本規程は平成29年2月改正。

附則：第4条3 民法改正により令和4年4月1日を以て成人年齢が18歳となる。

東海大学医学部付属八王子病院

北八王子町会区班割地図

● 消火栓
♥ AED

